

「いじめ防止啓発動画広告制作及び広報等業務委託」に関する質問及び回答

No	質問	回答
1	<p>啓発対象となる「市民」の範囲には、小中学校の児童・生徒や、未就学児も含まれるか。</p> <p>また、仮に含まれるとして、その啓発の形態は、</p> <p>(1) 本業務において直接的な啓発を目指すのか、</p> <p>(2) 保護者や周囲の大人、年長者（高校生以上の生徒・学生等を含む）を通じた間接的な啓発を目指すのか。</p> <p>(特に、小学生や未就学児が含まれる場合、広告に使用するコンテンツにおいては、細部に至るまで平易に理解できるような配慮（用字制限やふりがなの使用、コンテンツのスピードの制限や興味を引く色彩）や、ショックを与えないような表現の自主規制を要すると想像されるため。)</p>	<p>啓発対象には小学生以上の児童・生徒を含み、未就学児は含みません。</p> <p>本業務は、子どもに対しての直接的な訴求及び、周囲の大人のいじめ防止に対する意識・関心を高めることによる間接的な啓発の双方を目指すものですので、作成にあたっては、大人・子どもの双方が見て分かりやすい表現となるよう配慮をお願いします。</p>
2	<p>動画広告において活用するパブリックメッセージの文言は、</p> <p>(1) 発注者から指定によるのか、</p> <p>(2) 発注者と受注者の協議によって選定するのか。</p> <p>(3) 受注者の裁量で選定の上で発注者の同意を得るのか。</p>	<p>まず発注者において、動画広告の素材として活用可能な投稿の選定や、優先的に活用したい文言を一定数選定します。</p> <p>発注者の選定した文言の中から、受注者側において動画広告の構成に合わせて重ねて選定の上、発注者の確認及び修正の機会を設けるものとします。</p> <p>なお、発注者が提供する一定数の目安は、動画広告の構成によって左右されるため、発注者と受注者の協議によって決定します。</p>
3	<p>いじめというセンシティブな問題を取り扱うことから、発注者において、当事者への配慮の観点から想定する、表現上の禁則事項や禁忌事項の概要を提示願う。（詳細なガイドラインがあれば併せて）</p>	<p>本業務は、いじめ防止応援メッセージの発信により、いじめに悩む人への寄り添いとなることや、情報の受け手側の意識行動の前向きな変容をねらいとしています。</p> <p>そのため、当事者への処罰感情を過剰に高めるなど、ネガティブな意識を醸成する表現とならないように配慮をお願いします（例：強烈な色彩の使用、子どもにマイナスイメージを抱かせるような表現など）。</p> <p>そのほか、広告掲載にあたっては、仙台市の「仙台市広告掲載基準」（平成17年10月20日財政局長決裁）に適合するように実施してください。</p>
4	<p>本業務用のSNS・YouTubeチャンネルはあるか。</p>	<p>本業務用のSNSアカウント・YouTubeチャンネルはありません。</p>